⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（入札説明書参照。）。
⒀　遠隔地からの建設資材等の調達費用に対する積算方法等について　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である（入札説明書参照。）。
⒁　遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等について　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である（入札説明書参照。）。
⒂　現場代理人の常駐義務の緩和　現場代理人の工事現場における常駐義務は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間等について、一定の要件の下で緩和される（入札説明書参照。）。
⒃　本工事は、発注者に提出する工事書類の簡素化を図る工事である。
⒄　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）の対象工事である。また、本工事の予定価格は、４週８休以上（現場閉所率28.5％（８日／28日）以上）を前提に労務費を補正して作成している。詳細は現場説明書「工事における週休２日の促進について」による。
⒅　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。
⒆　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び一次審査に関する資料（以下、「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者（以下、「非選抜者」という。）による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
⒇　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、現場説明書による。
(21)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
(22)　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
(23)　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲ（発注者情報要件をいう。）を適用する工事である。なお、推奨項目及びその他の項目の実施については、受注者の任意とする（入札説明書参照。）。
(24)　本工事は、「ＩＣＴ建築土工を活用した施工」の試行を行う対象工事である。詳細は現場説明書「営繕工事における生産性向上技術の積極的な活用について」による。
(25)　本工事は、「デジタル技術を活用した配筋検査」の試行工事である。詳細は現場説明書「営繕工事における生産性向上技術の積極的な活用について」による。
(26)　本工事は、「デジタル技術を活用したガス圧接継手外観検査」の試行工事である。詳細は現場説明書「営繕工事における生産性向上技術の積極的な活用について」による。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、経営事項評価点数が、1,150点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　企業は、平成20年度から申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した次のアヌはイの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社がアヌはイの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有することとし、他の構成員は、ウの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。

ただし、請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まないものとする。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、当該施工実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　より同種性の高い工事
・新築又は増築で躯体及び仕上を含む建築一式工事
㋐　建物用途　戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブを除く）
㋒　建物規模　延べ面積　10,000㎡以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積）
㋓　階数　地上８階以上

イ　同種工事１
・新築又は増築で躯体及び仕上を含む建築一式工事
㋐　建物用途　戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブを除く）
㋒　建物規模　延べ面積　4,000㎡以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積）
㋓　階数　地上４階以上

ウ　同種工事２
・新築又は増築で躯体及び仕上を含む建築一式工事
㋐　建物用途　戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブを除く）
㋒　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積）
㋓　階数　問わない
※上記アからウについては、公共・民間工事を問わない。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が配置できること。）。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、工事の始期までに本工事に配置できる技術者であること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に示す金額に満たない場合は専任義務は生じない。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者。）が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置するものとし、他の構成員の主任技術者は、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者とする。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。